

○今港湾計画で定める港湾施設の規模及び配置の計画については次のとおりである。

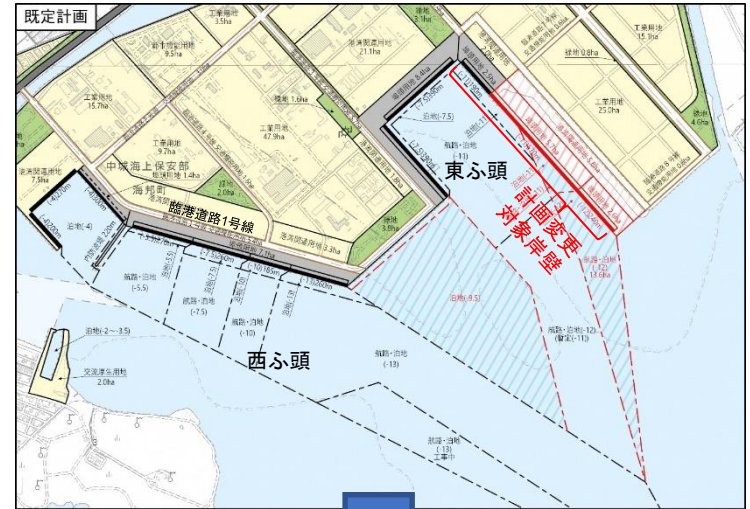
今港湾計画の内容、変更対象地区

種別	定義	計画内容	変更対象地区
1.公共埠頭計画	基本的に国、港湾管理者、公社などの公的 主体が整備・管理し、不特定多数の利用に 供する埠頭の計画	金属機械工業品(完成自動車等)、特 殊品(生活物資等)などの利用のための 公共埠頭計画	新港地区 (P.16)
2.旅客船埠頭計画	専らフェリーが利用する埠頭の計画	大型旅客船の寄港に対応するための旅 客船埠頭計画	新港地区 (P.17)
3.フェリー埠頭計画	専ら旅客船が利用する埠頭の計画	安座真～久高航路の新造船に対応する ためのフェリー埠頭計画	安座真地区 (P.18)
4.専用埠頭計画	基本的に民間等の特定の主体が所有又は 管理し、不特定多数の利用に供さない埠頭 の計画	海上保安体制の構築に対応するための 専用埠頭計画	新港地区 (P.19)
5.水域施設計画	航路、泊地、航路・泊地の施設計画	係留施設を含む埠頭の計画に対応する ための水域施設計画	新港地区 (P.20～22)
6.外郭施設計画	防波堤、防砂堤、導流堤等の施設計画	船舶航行の安全を図るための外郭施設 計画	新港地区 (P.23)
7.小型船だまり計画	500GT級未満の船舶が利用する一連の港 湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設 等)で構成される小型船の収容計画	マリーナを利用する船舶の航路を確保す るための小型船だまり計画	西原与那原地区 (P.24)
8.マリーナ計画	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨ ット等を収容するための施設及びプレー ャーボート利用者の利便に供する施設計画	海洋性レクリエーションの需要等に対応す るためのマリーナ計画	西原与那原地区 (P.25)
9.臨港交通施設計画	港湾の利用に必要な交通施設計画	港湾における交通の円滑化、港湾と背後 地域を結ぶための臨港交通施設計画	新港地区 (P.26)

<用語説明> ※GT(gross tonnageの略、総トン数ともいう)とは、船舶の大きさを、その船舶の容積で表した単位であり、旅客船や貨物船の大きさを示すのに用いられる。

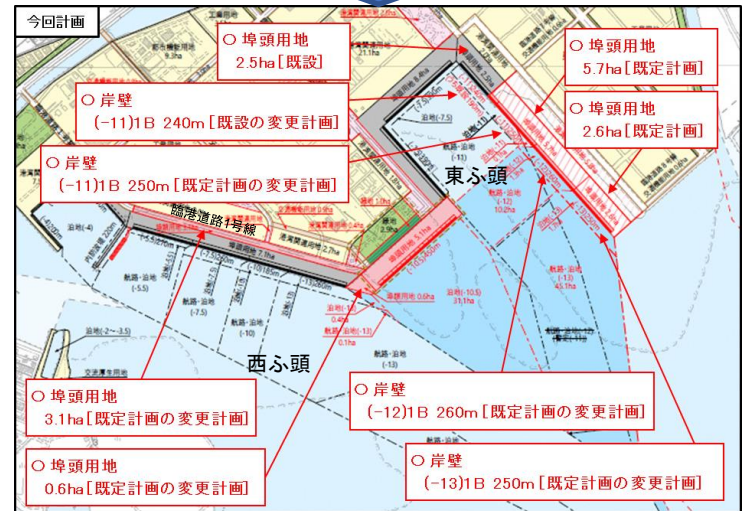
○完成自動車、生活物資等を輸送するRORO船(東京・大阪航路、博多航路)及び一般貨物船、自動車専用船(PCC船)、バイオマス発電燃料運搬船の利用のため、公共埠頭を計画する。

既定計画	計画用語	水深	バース数	数量	(うち既設)
	岸壁 (計画変更対象岸壁のみ記載)	12m	1B	240m	-
		11m	4B	760m	(190m)
埠頭用地			26ha	(18ha)	



- ・バイオマス発電燃料運搬船に対応するため、13m岸壁1バース(250m)を計画する。
- ・自動車専用船(PCC船)に対応するため、12m岸壁1バース(260m)を計画する。
- ・完成自動車、生活物資等を輸送するRORO船に対応するため、11m岸壁2バース(240m+250m=490m)を計画する。
- ・上記の船舶に対応するとともに、物流の効率化を図るために交通機能用地(臨港道路1号線)の一部を埠頭用地に変更する。

今回計画	計画用語	水深	バース数	数量	(うち既設)
	岸壁 (計画変更対象岸壁のみ記載)	13m	1B	250m	-
		12m	1B	260m	-
		11m	2B	490m	(190m)
埠頭用地			30ha	(18ha)	



<用語説明> ※埠頭用地とは、岸壁等の係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降等の取り扱いを行う用地(公共埠頭計画の埠頭用地は、荷捌施設、保管施設等の敷地をいう)

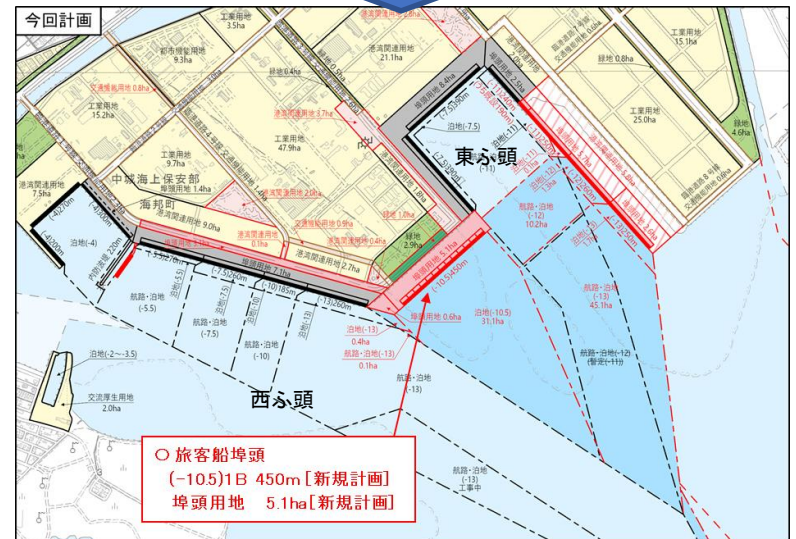
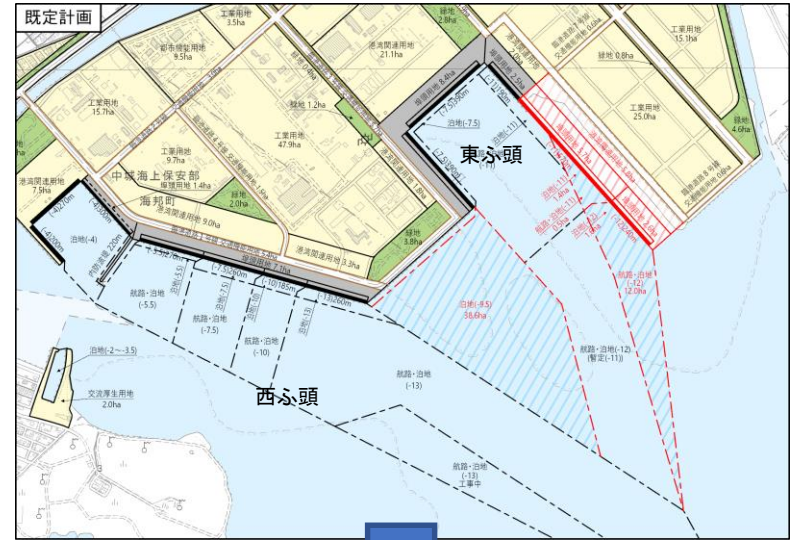
○大型旅客船（クルーズ船）の寄港に対応するため、旅客船埠頭を計画する。

既定計画	計画用語	水深	バース数	数量	(うち既設)
	なし				



- ・大型クルーズ船（最大船型230,000GT級/船長362m）に対応するため、10.5m岸壁1バース（450m）を計画する。
- ・併せて、ターミナルビル用地、駐車場用地等のターミナル機能を確保するため、埠頭用地（5ha）を計画する。

今回計画	計画用語	水深	バース数	数量	(うち既設)
	岸壁	10.5m	1B	450m	—
埠頭用地				5ha	—



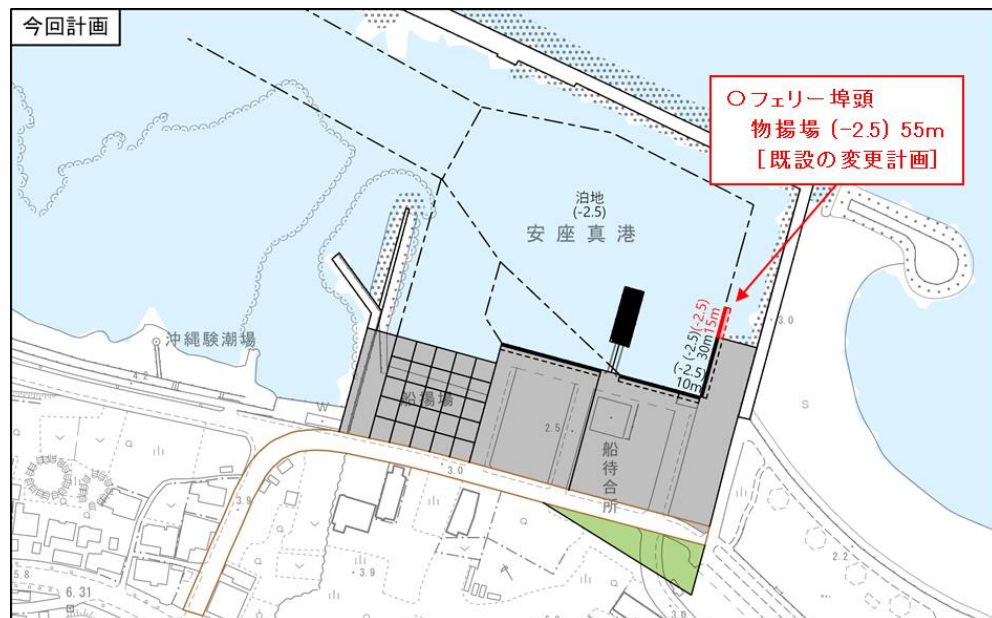
○安座真～久高航路の新造船に対応するため、フェリー埠頭を計画する。

既定計画	計画用語	水深	数量	(うち既設)
	物揚場	2.5m	40m	(55m)



・安座真～久高航路の新造船（フェリー/80GT級）に対応するため、2.5m物揚場の延伸（15m延伸）を計画する。

今回計画	計画用語	水深	数量	(うち既設)
	物揚場	2.5m	55m	(55m)



○海上保安体制の構築に対応するため、巡視船の専用埠頭を計画する。

既定計画	計画用語	数量	(うち既設)
			なし



・海上保安体制の構築に対応するため、巡視船の専用埠頭計画として小型栈橋（110 m）を計画する。

今回計画	計画用語	数量	(うち既設)
		小型栈橋	1基



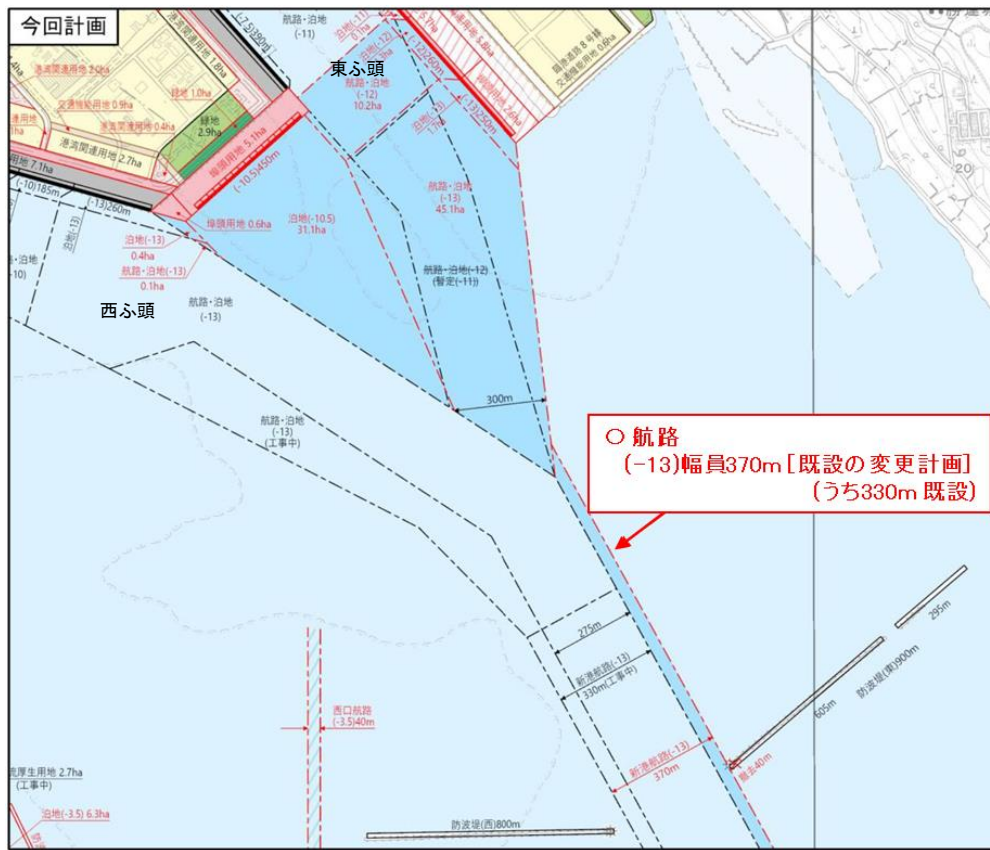
○係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、航路を計画する。

既定計画	計画用語	水深	幅員	(うち既設)
	航路 (新港航路)	13m	330m	(330m)



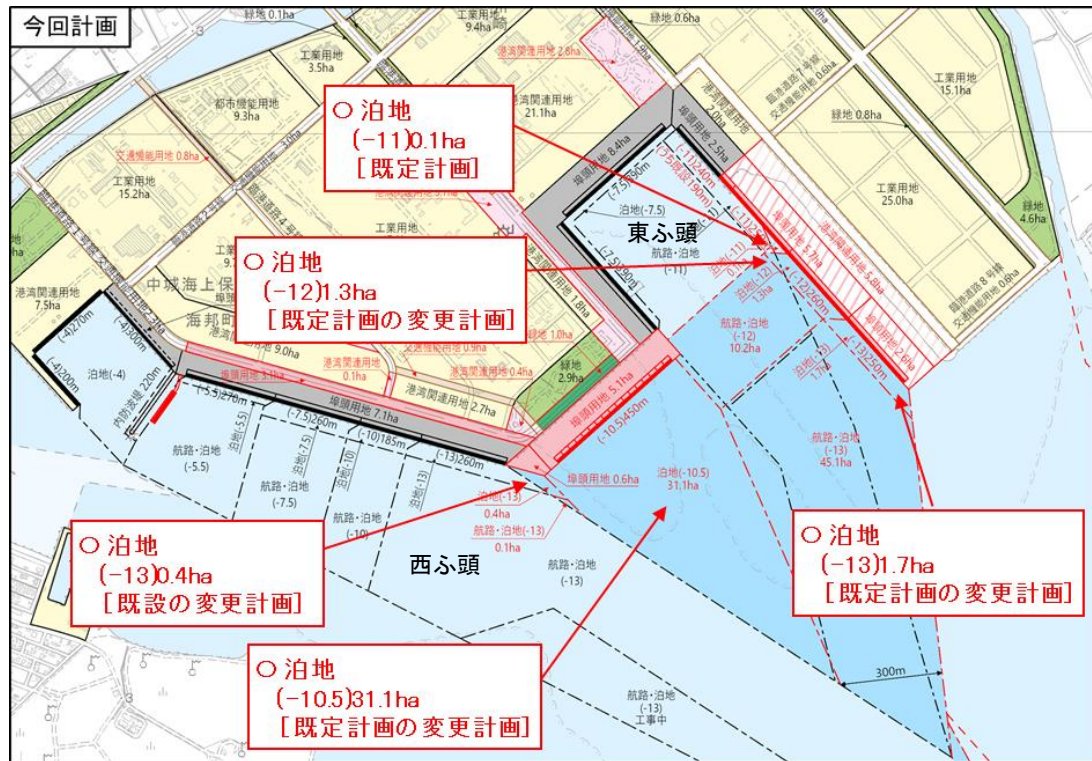
・大型クルーズ船（最大船型230,000GT級/船長362m）に対応する航路幅を確保するため、航路の拡幅（40m拡幅）を計画する。

今回計画	計画用語	水深	幅員	(うち既設)
	航路 (新港航路)	13m	370m	(330m)



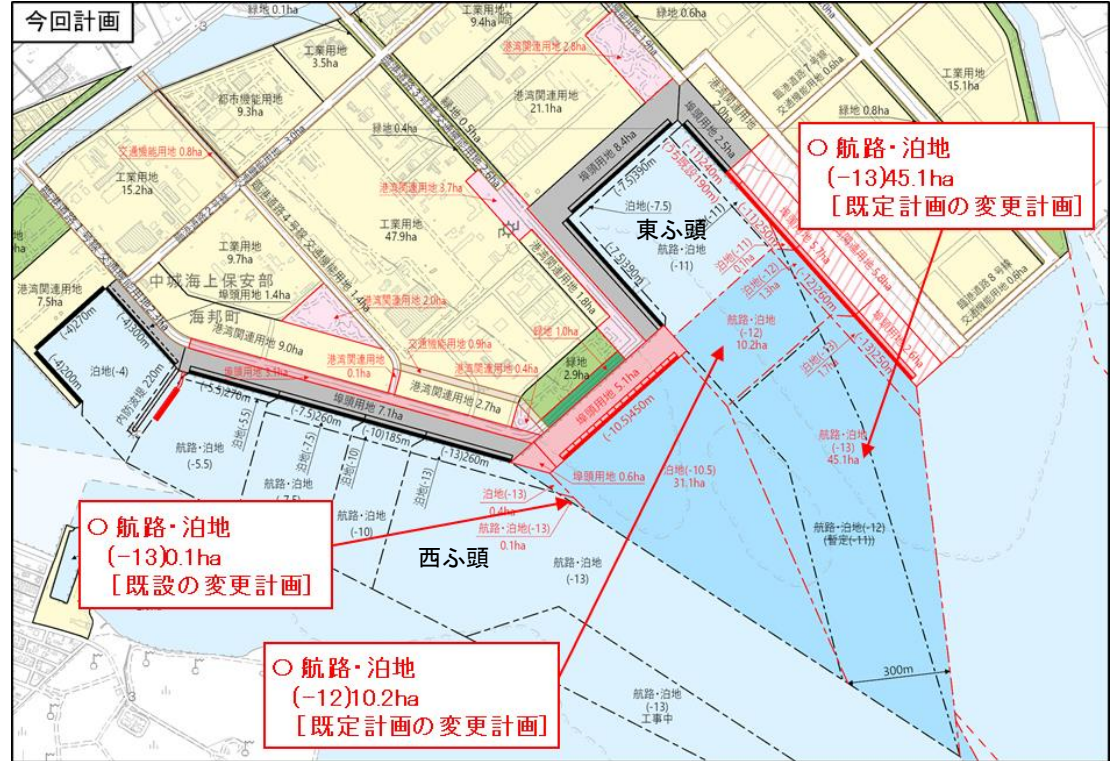
○係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、泊地を計画する。

今回計画	計画用語	水深	面積	
	泊地		13m	1ha
			13m	2ha
			12m	1ha
			11m	1ha
		10.5m	31ha	



○係留施設を含む埠頭の計画に対応するため、航路・泊地を計画する。

今回計画	計画用語	水深	面積
	航路・泊地	13m	1ha
		13m	45ha
		12m	10ha



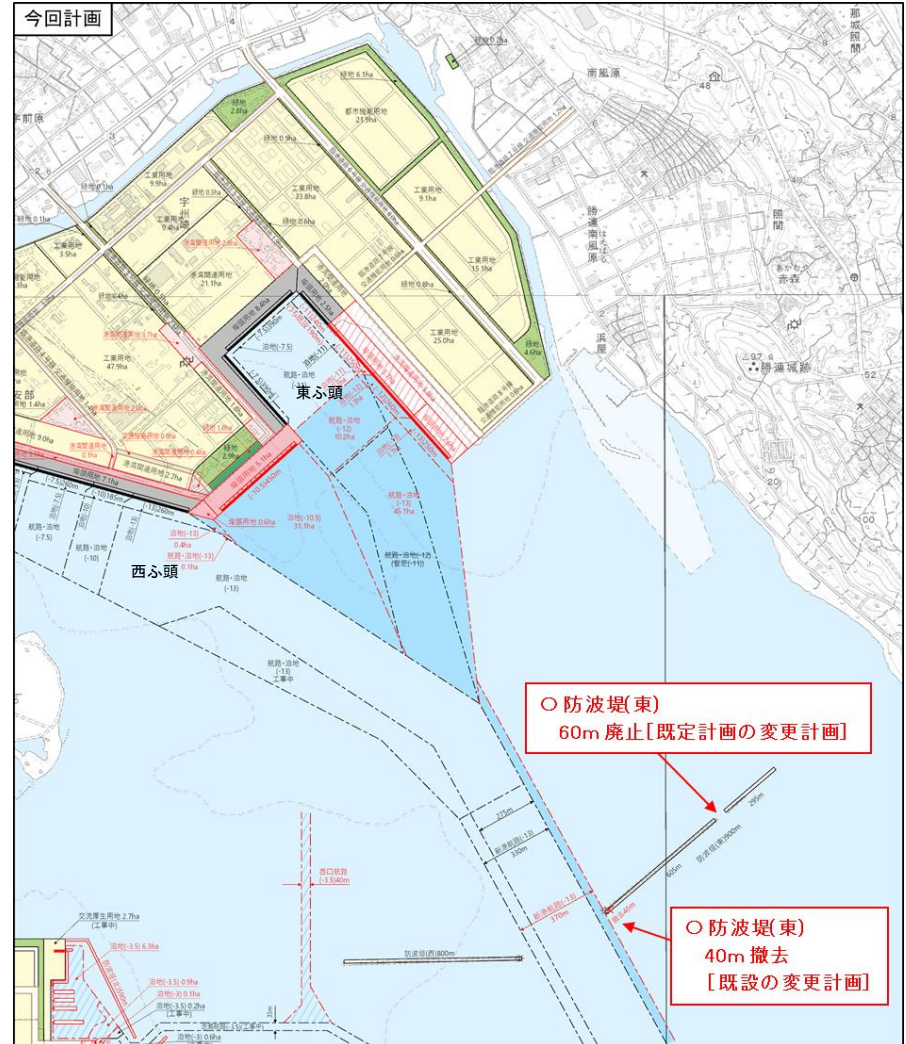
○船舶航行の安全を図るため、外郭施設（防波堤）を計画する。

既定計画	計画用語	延長	(うち既設)
	防波堤(東)	1,000m	(940m)



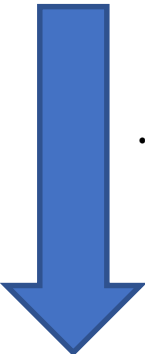
- ・大型クルーズ船（最大船型230,000GT級/船長362m）に対応する航路幅を確保するため、防波堤（東）の撤去（40m）を計画する。
- ・また、現況の防波堤形状（開口部60m）と整合を図るため、既定計画を変更する。

今回計画	計画用語	延長	(うち既設)
	防波堤(東)	900m	(940m)



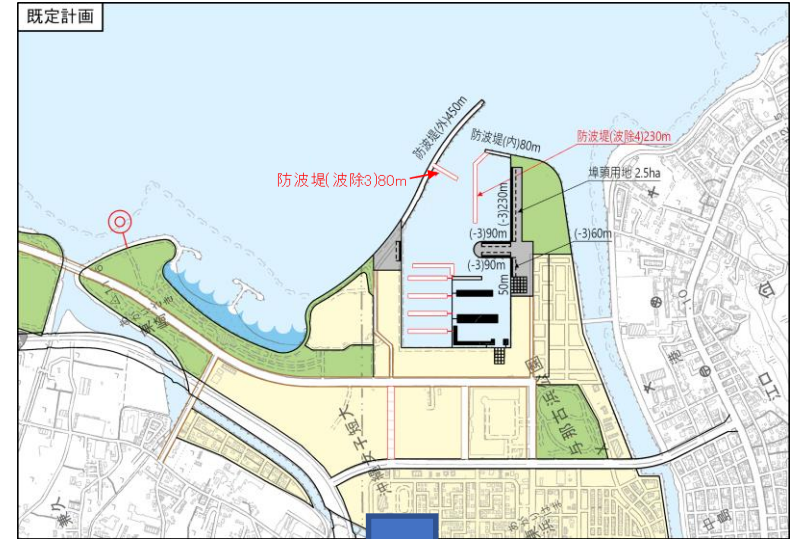
○マリーナを利用する船舶の航路を確保するため、小型船だまりを計画する。

既定計画	箇所	計画用語	数量	(うち既設)
	与那原船だまり	防波堤（波除3）	延長80m	-



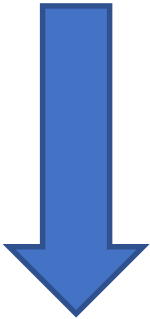
・与那原マリーナに寄港が見込まれる外国籍の大型プレジャーボートの円滑な入出港及び航行の安全性を確保するため、防波堤（波除3）の位置を変更し、航路幅を確保する。

今回計画	箇所	計画用語	数量	(うち既設)
	与那原船だまり	防波堤（波除3）	延長80m	-



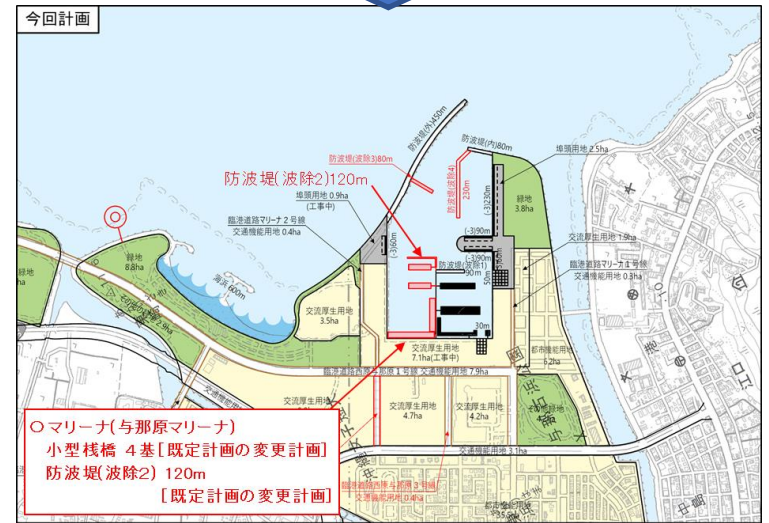
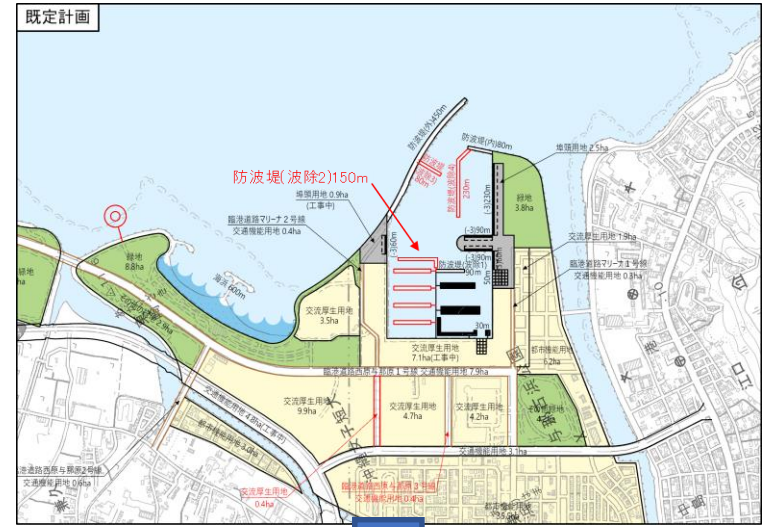
○海洋性レクリエーションの需要等に対応するため、マリーナを計画する。

既定計画	計画用語	数量	(うち既設)
	防波堤（波除2）	延長150m	-
小型栈橋	8基	(4基)	



- ・与那原マリーナに寄港が見込まれる外国籍の大型プレジャーボートの円滑な入出港及び航行の安全性を確保するため、防波堤（波除2）の延長を変更（120m）して航路幅を確保するとともに、係留施設として小型栈橋1基を計画する。
- ・上記計画及び将来需要を踏まえ、一般のプレジャーボート係留用の小型栈橋を4基から3基に変更する。

今回計画	計画用語	数量	(うち既設)
	防波堤（波除2）	延長120m	-
小型栈橋	8基	(4基)	



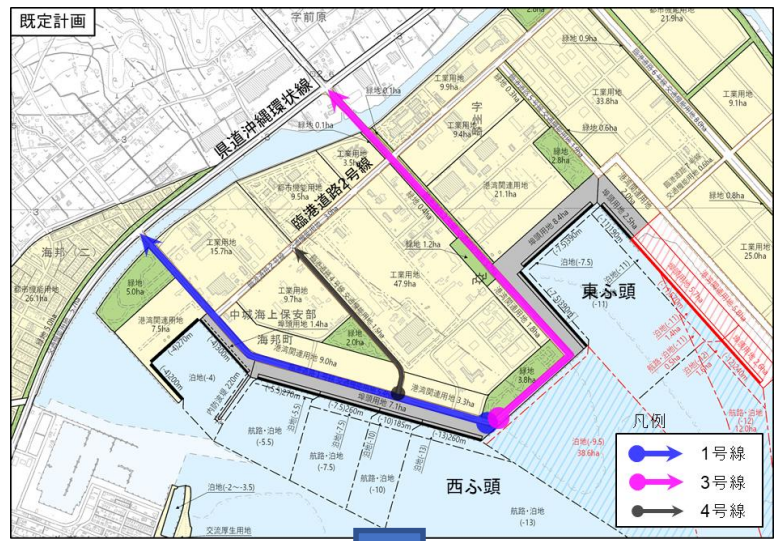
○港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を計画する。

既定計画	計画用語	起点	終点	車線数
	臨港道路(1号線)	西ふ頭	県道 沖縄環状線	4車線
	臨港道路(3号線)	西ふ頭	県道 沖縄環状線	4車線
	臨港道路(4号線)	西ふ頭	臨港道路 2号線	2車線



- 臨港道路1号線及び3号線は、埠頭用地と港湾関連用地の連続性を確保し、一体的活用により物流の効率化を図るため、起点を変更する。（変更減となる区間はふ頭内道路として運用する。）
- 臨港道路4号線は、旅客船埠頭計画に伴い人流と物流の棲み分けを図るため、起・終点を変更する。

今回計画	計画用語	起点	終点	車線数
	臨港道路(1号線)	西ふ頭	県道 沖縄環状線	4車線
	臨港道路(3号線)	東ふ頭	県道 沖縄環状線	4車線
臨港道路(4号線)	旅客船埠頭	県道 沖縄環状線	2車線	



<用語説明> ※港湾関連用地とは、港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設の用地